

会 議 録

会議の名称	平成25年度第1回東村山市保健福祉協議会				
開催日時	平成25年8月20日(火)午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者及び欠席者	<p>出席者：</p> <p>(委員) 今井均委員・河津英彦委員・橋本洋子委員・渡邊儀一郎委員・石塚卓也委員・河村良一委員・丹代了委員・永井實委員・伊藤浩介委員・新 義友委員・小澤進委員・山路憲夫委員・小杉眞紗人委員、中山文人委員、西山三郎委員</p> <p>(市事務局) 山口健康福祉部長・田中健康福祉部次長・小林子ども家庭部長・野口子ども家庭部次長・空閑地域福祉推進課長・鈴木高齡介護課長・花田障害支援課長・原子健康課長・河村生活福祉課長・姫野子ども総務課長・高柳子ども育成課長・野々村児童課長・森脇子育て支援課長・河野地域福祉推進課調整担当主査・新井地域福祉推進課課長補佐</p> <p>欠席者：早川和男委員・若松重久委員・大原喜美子委員・松本康夫委員・藤岡孝志委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	2名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 あいさつ</p> <p>4 委員自己紹介</p> <p>5 職員自己紹介</p> <p>6 保健福祉協議会について</p> <p>7 役員選出 会長 1名(今井 均) 副会長 1名(河津 英彦)</p> <p>8 報告 (1) 個別計画推進部会報告 (2) 生活保護基準の見直しについて (3) 東村山子ども・子育て会議について (4) 成年後見制度に係る事業検討委員会について (5) その他</p> <p>9 議題 (1) 個別計画進捗状況について (2) 東村山市地域みまもりネットワークの進捗状況について</p>				

	(3) その他 10 閉会
問い合わせ先	健康福祉部地域福祉推進課計画担当 担当者名 新井 泰徳 電話番号 042 - 393 - 5111 (内線3183) ファックス番号 042 - 395 - 2131
会 議 経 過	
<p>8 報告</p> <p>(1) 個別計画推進部会報告 【資料5】 子ども総務課長 (資料5 に基づき報告)</p> <p>障害支援課長 (資料5 に基づき報告)</p> <p>高齢介護課長 (資料5 に基づき報告)</p> <p>健康課長 (資料5 に基づき報告)</p> <p>会長 本件について意見、質問等ありますか。</p> <p>一同 特になし</p> <p>(2) 生活保護基準の見直しについて 【資料6】 生活福祉課長 (資料6 に基づき報告)</p> <p>委員 A 報道等でケースワーカーの人数が足りないと伝えられているが、東村山市ではケースワーカー 1 名に対し何名のケースをお持ちなのでしょうか。適切にケースワークができる人員なのかをお聞きしたい。</p> <p>生活福祉課長 基準ではケースワーカー 1 名に対して 80 世帯となっておりますが、当市ではそ</p>	

の基準を上回っております。ケースワークを適切に実施するためには訪問が必要だと認識しており、厳しい状況ではありますが今後もより良いケースワークに努めてまいります。

委員 B

ケースワーカー 1 名あたりの具体的な数字は出るのでしょうか。

健康福祉部次長

ケースワーカー 1 名あたりのケース数ですが、全国的に生活保護受給者が増えている状況もあり、他市と同程度の 100 名を超える状況にございます。

委員 C

今回の見直しについて、市民側からの動きは何かあったのでしょうか。

生活福祉課長

見直しに際しては、事前にお知らせの送付やお問い合わせ等、必要に応じてケースワーカーから被保護者への個別説明も行いました。「見直されることに不安がある」という声をいただくこともありましたが、ご理解いただくべく丁寧なご説明に努め、総じて大きな混乱はありませんでした。

委員 D

年末一時金を半分に減らすなど、国の制度ではありますが、一気に行うことはどうかという面もあります。今回の制度変更は生活保護受給者へは適切な説明がなされているのでしょうか。

生活福祉課長

資料 6 をもとに生活保護受給者の方へ周知しております。また個々人で生活状況が違ってきますので、状況に応じたご説明を行っております。

(3) 東村山子ども・子育て会議について 【資料 7】

子ども総務課長

(資料 7 に基づき説明)

- ・平成 25 年 6 月の市議会で資料 7 について条例が可決されました。
- ・委員の募集、推薦依頼等を行い、当日配布資料のとおり委員が決定されました。

委員 C

東村山市子ども・子育て会議とは、何を目的として開催され、何が成果としてできあがるのでしょうか。

子ども総務課長

子ども・子育て支援法第 77 条では「市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。」とされています。これについては努力義務となりますが、新たに条例により設置させていただきました。

その役割としましては、1つ目として市長が施設型の給付費の対象とする認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員を定めようとするときは、東村山市子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないというもの。2つ目として市長が地域型保育給付費の対象とする家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の利用定員を定めようとするときは、東村山市子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないというもの。3つ目として市の子ども・子育て支援事業計画の策定や更新をするときは、東村山市子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないというもの。4つ目として市の子ども・子育て支援事業計画を継続的に点検、評価、見直しを行うために、ニーズ調査等を行うことです。

第1回目の会議ではこのニーズ調査についてご審議いただき、その結果を踏まえた調査を行っていきたいと考えております。

委員 E

私は東村山市子ども・子育て会議の委員として推薦されておりますが、今の説明では不十分なところもあるかと思えます。次世代育成支援行動計画がある中、あえて別だてで計画を立てることについて、法律の主旨を話していただかないと分からないと思えます。

法律の主旨の1つは「少子化対策」です。もう1つは「乳幼児期にお金をかけることが国にとって重要な意義がある」ことです。乳幼児期にかかるお金は6倍になって戻ってくるということが先進国の常識となっております。そのために「保育所」と「幼稚園」、「それらに通っていない0～3歳児の子育て支援」という3つの計画をしっかりとつくろうと言うものです。この会議は児童関係に詳しい方だけではありませんので、このような説明をしていただかなければならないと思えます。

本件に限らず、資料提供がある場合は、どのような意味があって提供されているのか。つまり「こういうことなのです」だけではなく、「こういうことなので、東村山市としてはこう考えている」ということまで説明していただきたいということを全体に向けた意見として述べさせていただきます。

委員 F

未就学児とその保護者に対する施策としては、これまで国が補助金等の増額という形で対応してきたものを、新たに予算を組んで動くという初めての試みです。なお、量としては多くありませんが学童保育もそこに入り込んでいます。これについて、きちんとしたニーズ調査をしたうえで行政の作業量をはかって施策を打ちなさいということを言われています。

委員 E

この件では、消費税の増税分と他から集める1兆円を子ども分野に投入すると言われております。その意味合いや、先ほどもありました放課後児童クラブを含むということ、また児童育成計画と別だてで行う市や一体で行う市がある中で、別だてにしたことでの児童育成計画との関係について等も触れていただけたらよかったです。

子ども家庭部次長

保健福祉協議会の専門部会に児童育成計画推進部会がございます。そこでは次世代育成支援対策推進法を根拠に平成17年度から26年度までのレインボープランを

策定し、毎年達成状況を議論いただきながら、見直しを行っているところです。

一方、本日ご紹介させていただいた子ども・子育て会議についてですが、昨年8月に子ども・子育て関連三法といわれる子ども施策の法律が成立しました。これは消費税を当て込んでおよそ1兆円の財源により、子ども・子育ての施策を平成27年4月から国を挙げて大きく変えていきますというものです。この法律では、その準備期間である平成25年から26年に、平成27年4月からの事業計画を立てるようたわれております。そのために、東村山市子ども・子育て会議でご意見を頂戴しながら、現状把握や利用希望等のニーズ調査を行う中で、それぞれの地域における待機児の数や幼稚園の定員状況などの実情を踏まえ、計画を策定していきます。

(4) 成年後見制度に係る事業検討委員会について
地域福祉推進課
(資料8に基づき説明)

委員C

成年後見制度についていくつか伺います。

- (1) 制度の十分な活用されているのでしょうか。
- (2) 後見人報酬が支払えない方への支援策はあるのでしょうか。
- (3) 後見人は本人の死後の支援等ができないことが課題と言われているが如何でしょうか。
- (4) 後見人による財産着服の問題が報道されているが、対策はあるのでしょうか。
- (5) 親族申立てができない方へ首長申立てという方法があるが、東村山市ではどのような流れでおこなっているのでしょうか。

地域福祉推進課

それぞれの質問について個別に回答させていただきます。

- (1) 東村山市では成年後見制度初期相談窓口を市内11か所に設置し、どこかの窓口に相談が入れば、適切に成年後見制度推進機関につながるようしております。
- (2) 後見人報酬助成は平成25年度より予算化されております。
- (3) 制度上、本人死亡後の支援ができないこととなっているため、今後の国の支援策に期待しております。
- (4) 後見人には定期的な裁判所への報告義務があり、そこで不正の監視が行われております。本件について市独自の取り組みはございません。
- (5) 首長申立ては、2親等以内の親族まで意向を確認し、全員から拒否の返事をいただいた場合に首長申立ての手続きを行っております。

委員G

成年後見制度の申立件数は分かるのでしょうか。

地域福祉推進課

申立ては必ずしも成年後見制度推進機関を通じて行われるわけではないため、東村山市内の申立て総数は分かりませんが、平成12年度の制度開始からの累計件数

として全国では約27万件、東京都では約3万件となっております。

また、平成12年の年間申立件数は全国約6,600件、東京都約1,000件でしたが、平成23年には年間申立件数が全国約35,000件、東京都約4,500件と年々増加傾向にあります。

委員A

社会福祉協議会で地域権利擁護事業を実施していますが、その利用者が成年後見制度の利用者となることが多いと思われます。

また、死後事務等については多くの課題があるため、市民後見人の養成を行っていくなれば適切なフォローアップをお願いします。また、社会福祉協議会においても潤沢な資源があるわけではありませんので、新たな制度の実施にあたっては人と金についてできる限りの配慮をお願いします。

(5) その他

会長

事務局又は委員から報告事項はございますか。

一同

(特になし)

議題

(1) 個別計画進捗状況について 高齢者保健福祉計画【資料9】

高齢介護課長

(資料9に基づき説明)

委員A

災害時等要援護者名簿について、定期的な更新をされているのでしょうか。

地域福祉推進課

要介護、障害等級、転出転居、死亡等の情報について、毎月関係所管よりデータ提供をいただき更新しております。また、要援護者名簿の提供先に対しても定期的に名簿の差し替え(更新)を行っております。

この手上げ方式の名簿以外にも、行政が保有している情報を一定の基準で抜き出し、命に係わる災害が発生した場合等に利用できるような名簿の整備も行っております。

委員B

重度の災害時等要援護者6,000名に通知を行い、2,000名の登録があったと説明がありました。未登録者の中には、制度を理解しきれていないため登録していない方も多くいらっしゃると思います。この数字は制度を適切に周知すればするほど伸びると思いますので、制度の理解がより進むよう引き続き周知をお願いします。

委員 H

消防署としても、これまで災害時等要援護者等に対する働きかけを行ってきました。要援護者名簿の有無にかかわらず防火診断も行っております。ですが、十分に周知を行っても、その内容を理解できない方もいらっしゃる現状もあります。

委員 B

そういった意味では、家族や後見人等の役割となってくると思います。75 歳を過ぎた高齢者で認知症状が出てくる方もいらっしゃいます。理解できない方をそのままにするのではなく、そういった方をしっかりと説得できるような仕組みづくりが必要だと思います。

委員 I

配食サービスは民間のものを含め、どの程度の利用があるのでしょうか。

高齢介護課長

市では1食550円で提供しておりますが、民間ではより安価で提供いただける事業所もあり、それらに移る方もいらっしゃいます。市の配食サービス利用状況は資料にある通り31,824件となりますが、民間(市内15社)の配食サービスの利用状況は把握できておりません。今後、把握していく必要性はあると考えております。

委員 B

配食サービスについては一定の整理が必要になってくると思います。これまで、高齢者の食事は1週間で21食あるが週5回の配食でよいのか、実際にアセスメントして要介護高齢者にふさわしい食事を作れるか等、見直しをしてはどうかとお伝えしてきました。

自治体の配食サービス事業は過去から続いてきているものですが、国立市では20数年続いてきた制度の抜本的な見直しを実施しました。それにはきめ細かい議論が必要であり、実態やニーズに沿ったものができるかが大きな課題となってきます。今後も、この場や介護保険運営協議会等で議論をしていきたいと考えています。

高齢介護課長

現在市では3法人と配食サービスについて契約を締結しており、みまもりを含め一食380円の助成を行っております。ですが、他事業所でもみまもりの実施や食材の研究等を行っている状況がございますので、今後、市の負担を含めて見直しをしていかなければならないと考えております。

健康福祉部長

配食サービスそのものは20年近い期間をかけてやってきております。もともとは高齢者にとって「最低1日一回でも栄養バランスのとれた食事」と「みまもり」を実施するという形で事業実施をしてまいりました。この間、何回か見直しを行い市の補助単価の引き下げ等を実施してきておりますが、「高齢者に確実に手渡ししてほしい」という事業内容もあり、他事業者との価格差がでているのも現実でございます。

今後は、地域包括ケアシステムの考えにあるとおり高齢者支援をトータルで見ている中で配食サービスについても考えていきたいと思っております。

委員D

現在、配食サービスに関して契約している3法人については市内事業者なのでしょうか。

高齢介護課長

その通りです。

(1) 個別計画進捗状況について 地域保健計画【資料10】

健康課長

(資料10に基づき説明)

会長

本件について意見、質問等ありますか。

一同

特になし

(2) 東村山市地域みまもりネットワークの進捗状況について【資料11】

地域福祉推進課

(資料11に基づき説明)

委員H

委員の皆さまにお伺いしたいのですが、例をあげますと、寝たきりの高齢者より「休日夜間にベッドから落ちた。ベッドにあげてもらいたい」ということで、消防署に通報が時折あります。この場合でも、必ず出場し、容態が悪化する可能性もあるため、ご本人宅にて、ベッドにあげた後に容態観察を行い、病院に搬送するかを判断し、本人が行かないということであれば、それで引き上げます。今回説明いただいた地域みまもりネットワークにより、地域のつながりが強まってきているかもしれませんが、このような場合の連絡先が十分ではないなという事を実感しております。

困ったときは119番か110番という現状がまだございます。このような場合、どのような方がカギになるのかなと、委員の皆さまにお伺いさせていただきます。

委員J

私は介護サービスを実際にやっておりましたが、ケアマネジャーは「そのような事があれば、いつ何時でも連絡ください」と利用者には申し伝えてあり、実際にはそのような連絡も何件かございました。その際に、急変した場合は救急につなげる等の対応を行っております。

委員H

通報があれば現場にいきますが、救急を必要とする本来の通報も多い状況です。例えば、最近では熱中症での通報も多くなっており、7月から現在まで44件の連絡があり半分が高齢の方でした。

委員 H

この議題とあわせて消防署における要援護者台帳の活用状況についてお伝えさせていただきます。6月7日から8月16日までの間に、東村山市では1340件の救急要請がありました。そのうちの69件が登録者でございました。すべてではありませんが、円滑な病院収容や家族への連絡につながったとの報告も受けております。引き続き活用を続けていきたいと考えております。

委員 B

先ほどのお話は大変重要であり、現在は何でもかんでも救急を利用しすぎだと思っております。それは、24時間電話相談を受け付けられるところが救急しかなく、介護事業者についても、利用している方はご存知ですが、それ以外の多くの方は知らないという状況があるためです。

そのため、24時間電話受付できる窓口を地域でつくっていく必要があると考えています。一つは市に負担をかけるようですが、地域包括支援センターが24時間窓口を作り、振り分けを行うべきではないかと思えます。また、医師会としても考えていただきたいです。これは医療に関わる問題でもあります。現在では、かかりつけ医と言っても夜間に連絡する術がございません。この問題は大事なものであり、医師会は避けて通れないと思っております。また、それ以外の様々なところで「ここに行けば対応できます」といった場所を作っていく必要があると思えます。介護保険で24時間サービスができたため、それが徐々に広がっていきませんが、同時に24時間相談窓口を各自治体で構えていくことも必要だと思えます

委員 H

24時間の電話相談という意味では「#7119」でも相談を受け付けております。

委員 E

一点要望です。みまもり協定締結団体にライフラインとしての水道局が入っていない件については、昨年度の時点で交渉の結果ということを伺っております。ですが、水道局では水道料金の督促やそれでもダメな場合はキャップをして水道を止めるというようなことを実施しております。できれば「水道を使えないようにしたお宅」については市へ一報いただけるような連携が行えるよう、引き続き交渉をお願いします。

委員 K

地域みまもりネットワークについては大変すばらしいイメージだと思います。一方、特に学校でも大阪での児童殺傷事件以降、ほぼすべての学校で防犯ネットワークの見守り体制が組織されております。これらのメンバーを見ていきますと「民生委員・児童委員」などかなりの方が重複してくると思えます。既存の組織とこれから立ち上がる組織についての連携を研究し、能率的にまとめていただくと双方に効果が上がっていくものと思えます。

地域福祉推進課

ご意見ありがとうございました。いただきましたご意見につきましては、今後の制度推進にあたって参考とさせていただきます。

(3) その他

会長

事務局又は委員からその他議題はございますか。

一同

特になし